○中部地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千百三十七号尾張都市計画道路事業三・三・十二号一宮春日井線

三　事業施行期間　自平成八年十一月二十九日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千九百十八号名古屋都市計画道路事業三・二百六十九号穴田春雨線及び三・四・三百号名古屋瀬戸線

三　事業施行期間　自平成九年十一月十一日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第七十一号尾張都市計画道路事業三・三・十二号一宮春日井線

三　事業施行期間　自平成二十年四月一日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第三十三号知多都市計画道路事業三・三・十一号名古屋半田線

三　事業施行期間　自平成十一年一月八日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀岡市大井町土田三丁目一三八番一から同市大井町土田三丁目一五九番一まで	前	一一・二〇～一六・六〇メートル	〇・四二七キロメートル
	後	一一・四〇～二九・八〇メートル	〇・四二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	亀岡市大井町土田三丁目一三八番一から同市大井町土田三丁目一五九番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日

○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市平岡町新在家字溝池ノ下一四五六番一地先から同市平岡町新在家字鴻野一三八九番一まで	前	四一・四〇～四二・〇〇メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	四一・四〇～一一七・〇〇メートル	〇・〇一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	加古川市平岡町新在家溝池ノ下一四五六番一から同市平岡町新在家字鴻野一三八九番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日